

## 交通遺児修学資金援助事業の概要

### 1 制度のあらまし

当協会は、首都高速道路において、交通事故により死亡された方のお子さま(以下「遺児」といいます。)で、経済的な理由から、修学困難な高校生等返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。

また、この修学資金の給付を受けて高等学校等を卒業した遺児の方には、「卒業祝金」の給付を行っています。

なお、この修学資金は、他の団体等から奨学金や一時金の貸し付け・給付を受けている場合でも、給付いたします。

### 2 給付対象者

(1) 遺児の方を扶養されることとなった方が所得税を課税されない程度の経済状態にある場合や、所得税を課税されなくなる場合に給付を行っています。

(2) 下記の学校に在学中のお子様を対象とします。

- ① 高等学校
- ② 高等専門学校
- ③ 特別支援学校(盲・聾・養護学校)の高等部
- ④ 専修学校の高等課程

なお、将来進学されるお子様につきましては、給付対象者として登録させていただき、高等学校等進学時に給付手続きのご案内をさせていただきます。

### 3 給付額及び期間

(1) 1学年につき 396,000円といたします。

※学年の途中からのお申込みの方は、月割り額の給付となります。

(2) 申請のあった学年から、卒業学年終了まで、最高3ヵ年とします。

### 4 卒業祝金

当修学資金の給付を受けて高等医学校等を卒業したお子様に、卒業祝金100,000円を給付いたします。

### 5 お申込み手続き

(1) お申込みの時期

- ① 現在高等学校等に在学している遺児の方は、ただちに、お申込みができます。
- ② 将来進学される遺児の方につきましては、給付対象者として、登録させていただき、高等学校等への進学時にお申込みをすることができます。

(2)お申込みに必要な書類

- ①修学資金申込書(当法人指定様式)
- ②扶養関係を証する書面
- ③住民票(扶養者及び遺児の名前の記載があるもの)
- ④印鑑証明書(扶養者名のものか、又は遺児名のもの)
- ⑤在学証明書
- ⑥交通事故証明書
- ⑦経済状態を証する書面
- ⑧扶養事実が確認できる書面

**6 修学資金の給付決定から受取まで**

- (1)修学資金を給付することが決まりますと、申込者にその旨をお知らせいたします。
- (2)修学資金は、申込書に記載された指定の口座あてに送金いたします。
- (3)送金した時は、送金通知書をお送りいたします。申込者が指定された銀行、その他の金融機関等でお受取りください。
- (4)第2回目からは学年当初に在学証明書、経済状態を証する書面を出していただき、その確認ができ次第ご送金いたします。
- (5)当協会の窓口で直接受け取りを希望されるときは、決定通知書と申込書に使用された印鑑をご持参ください。代理人の場合は、委任状が必要です。

**7 休止・復活・その他**

- (1)修学資金を受けておられる遺児が、休学されたときは、復学されるまでの間、修学資金の送金を休止することがあります。
- (2)虚偽の申請により受け取られた方には、修学資金の返還をしていただくことになります。